

第6次山口県男女共同参画基本計画(骨子案)の概要

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

現行計画の期間満了(令和8年3月)に併せて、男女共同参画に関する3つの計画を統合し、社会情勢の変化等を踏まえて改定

2 計画の性格と役割

男女共同参画社会基本法、男女共同参画推進条例に基づく基本計画、女性活躍推進法に基づく推進計画、DV防止法に基づく基本計画、女性支援新法に基づく基本計画

3 計画の期間

令和8年度～12年度(5年間)

第2章 計画策定の背景

1 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

- 人口減少と少子高齢化の更なる進行、女性・若者を中心に県外への流出
- デジタル技術等を活用した柔軟な働き方の導入・促進
- 固定的な性別役割分担意識の改善はみられるが、家事・育児・介護等の負担は女性に集中

2 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

- 「女性支援新法」の成立や「女性活躍推進法」「DV防止法」の改正
- 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定

3 男女共同参画に関する県民の意識

- 男女の地位の平等感
多くの分野で男性優遇と感じる人は多く、依然として不平等感が強い
- 「男は仕事、女は家庭」という考え方
改善傾向にあるものの、約3人に1人が賛成
- 意思決定の場に女性の参画が少ない理由
「男性優位の組織運営」が最も高く、「家族の支援・協力が得られない」が女性で高い
- 被害に対する相談
DV被害者の約6割、性暴力被害者の約5割は、どこ(だれ)にも相談していない

第3章 計画の基本目標

1 計画の目指す方向

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」

2 計画の構成

「3つの基本目標」と「8の重点項目」の体系

第4章 計画の重点項目

(※): 女性活躍推進計画(◆): DV防止基本計画(★): 困難女性基本計画

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

1 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- ☐ 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備(※)
- ☐ 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援(※)
- ☐ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保(※)
- ☐ 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出(※)

2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ☐ 事業者等における女性の参画拡大(※)
- ☐ 行政等における女性の参画拡大(※)
- ☐ 様々な分野における女性の参画拡大(※)

3 地域における男女共同参画の推進

- ☐ 地域活動における男女共同参画の推進(※)
- ☐ 農山漁村における男女共同参画の推進(※)
- ☐ 防災における男女共同参画の推進(※)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

4 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革

- ☐ 県民意識の醸成に向けた取組の推進
- ☐ 人権を尊重した取組の推進
- ☐ 家庭における男女共同参画の推進(※)

5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ☐ 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- ☐ 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

6 あらゆる暴力の根絶

- ☐ あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり(◆)(★)
- ☐ DV対策の推進(◆)(★)
- ☐ 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援(◆)(★)
- ☐ ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進(◆)(★)

7 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

新 ☐ 困難な問題を抱える女性への支援(★)

- ☐ ひとり親家庭等への支援(※)(★)
- ☐ 高齢者や障害者等が安心して暮らせる環境の整備(★)

8 生涯を通じた男女の健康の支援

- ☐ 生涯を通じた健康づくりの推進
- ☐ 妊娠・出産・産後ケア等に関する健康支援
- ☐ 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備・機能強化

県男女共同参画推進連携会議等と連携を図り、取組を推進

2 男女共同参画の計画的な推進

計画の進捗状況の点検・管理と白書等での公表

3 国、市町、事業者、関係団体等との連携強化・協働